富士見市自治基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(総合的かつ計画的な市政運営)	(計画的な総合行政)
第18条 市は、総合的かつ計画的な <u>市政運営を図るための基本構想を</u> 策定し、これに基づき市政運営を行わなければならない。	第18条 市は、市政運営の指針である基本構想に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければならない。